

山梨大学における障害者雇用の推進について

本学は、障害のある方の職業の安定を図ることを目的とする障害者雇用促進法に基づき、常時雇用している労働者の一定割合（法定雇用率）以上、障害のある方を雇用する義務が課されていることから、国立大学法人山梨大学の事務・技術職員人事基本方針（令和3年9月17日学長裁定）及び男女共同参画推進宣言を定め、障害のある方の雇用の推進及びその就労環境に対する一層の配慮を大学運営の緊急かつ重要な課題と位置づけています。

<具体的な行動指針>

1. 採用及び配置

人事課が中心となって、個々の障害の状況を把握し、具体的な採用計画を立て、積極的に採用する。

個々の適性と能力に応じて職務内容を選定し、継続的に働けるように人事課が受入部署と連携しながら、障害の特性に応じた職務遂行上の合理的配慮を行い配置する。

2. 職場定着の推進

人事課が中心となって、障害のある方のサポート体制の強化に努める。

多様な障害者雇用の促進を図るべく、個々の障害特性や職務遂行能力の把握に努めるとともに、それらに応じた就労環境の見直しを進め、一人ひとりに向き合った対応を行う。

3. 障害及び障害のある方についての職場全体の理解の促進

障害のある方が職場に適応し、その有する能力を最大限に発揮することができるよう、職員や管理職層に対し、個々の障害のある方に適したサポート、コミュニケーション、指導・管理に関する知識を身に付けるための研修など、障害者雇用に関する学内啓発活動を行い、職場全体の理解や認識を深める。

本学は、障害のある方に充実感を持って仕事に打ち込んでもらえるよう配慮しながら、仕事を通じて本学に貢献してもらうことで、多様性が尊重される社会の実現に向けて、本学の社会的責務を果たしていきます。

令和4年12月20日
国立大学法人山梨大学学長